

令和6年度 第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 会議概要

1 日 時 令和6年(2024年)11月15日(金)15:00~17:00

2 場 所 滋賀県庁本館4階 4A会議室

3 出席者 古山委員、尾関委員、大平委員、池田委員、尾崎委員
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課児童生徒室

4 会議概要

■委員長・委員長職務代理の決定

委員長：古山委員

委員長職務代理：池田委員

■議題1 令和6年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会活動について

(委員)

過去に当調査委員会が調査をしたのは何件か。また、昨年度、いじめ重大事態は何件あったのか。

(事務局)

調査をお願いしたのは2件である。令和5年度、いじめ重大事態は県内の公立学校で20件あり、うち県立学校は4件である。

(委員)

実際に調査が始まると、役割分担はどうなるのか、聴き取り等もするのか。

(委員長)

そうである。過去の調査では、聴き取りは複数体制、未成年の場合は保護者に同席してもらうこともあった。

(事務局)

教育委員会が学校から報告を受け、その段階での情報を委員と共有し、調査方針を定めてから始動することになる。聴き取りに関しては事務局と委員会でスケジュールや方針を決める。例えば、女子生徒の被害だから女性委員が担当するとか、学校の調査をもとに、追加の聴き取りは委員が担当するなど、決めていただく。その後、調査が進んでいく段階で必要に応じて方針の見直し等を実施し、最終的に調査結果を報告書にまとめていただく。

(委員長)

文部科学省のガイドライン改定(令和6年8月)があったが、滋賀県では調査方針に変更はない、ということでしょうか。

(事務局)

今回の改訂は、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化したもの、手順や説明事項を詳細に記載したもので、県の調査方針に変更はない。

(委員長)

文部科学省のガイドラインP21にある調査組織の種類についてどう考えるか。

(事務局)

滋賀県ではガイドライン改定前から、学校の設置者主体の場合は第3者委員会方式、学校主体で調査する場合は、弁護士や臨床心理士、指導主事を派遣して、学校いじめ対策組織方式で調査にあたっていたので、従前どおり実施していく。

(委員)

滋賀県のやり方はガイドラインに沿ったものになっている。調査にあたっては、被害の子

どもや保護者の意向が十分に尊重されるべきで、その段階でいわゆる学校の対応とかに不信を持っておられる場合については、今回のガイドラインにも詳細に示されている。最初の意思確認が重要である。

(委員長)

ガイドラインの改訂によって、学校の先生がなすべきことが増えたのか。

(事務局)

増えてはいない。対応が詳しく、わかりやすく書かれている。

(委員長)

対応がわかりやすくなったと捉えるか、そこに書いてあることをやらないといけないから仕事が増えたと捉えるかで、先生の負担感が変わってくる。今回の改訂は先生の働き方改革に影響があるのでは。先生方がもう少し生徒指導や教科指導に専念できると良いと考えている。このガイドラインの改訂に合わせて、文部科学省から何かしらの先生への手当てについて、言及はあるのか。

(事務局)

特にこれに付随してはない。

(委員)

専門家に先生の業務を担ってもらうことが必要ではないか。外部の専門家の視点で学校を助けることが、先生の働き方改革につながるイメージを持っている。

(委員)

改定前と比べると、ガイドラインの項目が増えている。とりわけ学校における平時からの備えが第2章、第1節に記載されている。学校現場の先生方が実際どういう風に取り組むことがいじめの重大事態を生まない、また重大化させない等に繋がるのかが具体的に示されている。実際に重大事態が起きると、色んな業務過多を生む可能性もあり、いわゆる働き方改革とは逆行するような形になっていく。平時からどういう取組・備えをしておくかが、研修も含めて、今学校現場や教育委員会に課せられている課題であると考えている。先の委員がおっしゃった、外部の専門家が入ることで教員の負担減、働き方改革につながるのではないか。

(事務局)

先日実施した第2回いじめ問題対策連絡協議会でも、初期対応で専門家の活用が不十分というご意見もいただいた。専門家の活用について、学校でどのようにすれば良いか、好事例を共有するなどして、より進めていきたい。

■議題2 滋賀県立学校におけるいじめの状況といじめ対策の取組について

(委員長)

いじめを認知した学校の割合が中学校は100%であるが、小学校では数校いじめ認知していない学校がある。小規模校か。

(事務局)

そうである。

(委員長)

小規模校でも積極的ないじめ認知が必要。

(委員)

県教育委員会がいろいろな対象者に研修を行っているが、その成果はどうか。また、子ども向けの研修はおこなっていないのか。

(事務局)

9月に実施した県立・私立学校の教頭や生徒指導主任の希望者を対象にした研修会では、いじめ対策委員会や対応の記録の大切さがよくわかり、明日からすぐに改め、記録・保存していくという声をいただいた。子ども向けの研修としては、生徒会の取り組み、子どもたち同士の活動を進め、いじめ防止の意識を子どもたちに広げたいと考えている。

(委員長)

「学校におけるいじめ対応の点検調査の結果」を見ると、いじめの定義、重大事態とは何かについて、理解していないケースが散見される。学校の教員は法的に義務を課されているので、明確に研修をしていったほうがよい。

(委員)

「いじめ対応リーフレット」がバージョンアップされていて良い。互いに謝ったからいじめじゃないよね？というケースは小学校が多い。アンケート調査は私立学校のほうが厳しい結果が出ている。私立学校の担当部局は知事部局になるが、知事部局には相談しにくいという声を聞いている。この辺りの課題に対して、滋賀県はどう取り組んでいかれるのか、期待している。

(事務局)

知事部局との連携は、教育委員会としても課題としており、本日も子ども若者部にオブザーバーとして参加していただいている。今現状、教育委員会と子ども若者部で、いじめ対策については一緒に考えるような形で進めている。事案の個々のこともあるが、今回資料とした「学校におけるいじめ対応の点検調査」についても一緒に考え進めた。今後もこの形は継承していきたいと思っている。

(委員長)

私立学校も県教育委員会の研修に参加されているが、以前からか。

(事務局)

以前から私立学校も含めて研修を行っている。令和4年の本調査委員会での提言が、部活動でのいじめ問題をテーマにした研修実施につながっている。